

○基本方針

- ▽ 額の確定を行うすべての補助事業者を対象に原則として現地審査を実施
(ただし、業務の効率化の観点から、事業内容が簡易なもの(設計契約のみ等)である場合などは、
書面審査のみで実施)
- ▽ 客観的な判断による審査を行うため、複数の審査員で審査を行う
- ▽ 適正な審査及び審査業務のノウハウ承継のため、審査経験が少ない者と豊富な者を考慮した
体制とし、実際の補助金審査業務を通じて審査員のスキルアップを図る
- ▽ 現地審査集中時期対策として、前倒し審査を実施するなど現地審査の平準化を図る
- ▽ 審査業務を効率的、重点的に行うため、重点審査項目(別紙1)に基づき、審査を実施
 - ・重点審査項目の設定に当たっては、昨年度の審査結果、直近の会計検査の結果等を考慮
- ▽ 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出方針(別紙2)により抽出審査を行うこと
ができるものとする
- ▽ 現地審査時に支払証拠書類の確認が出来なかった契約や未竣工の事業の竣工確認等について、
事後確認を徹底する

○審査行程

- ▽ 当該年度の事業が未完了であっても、補助事業者との調整が整った案件から順次計画
- ▽ 近傍地域にある複数の対象事業者については、同一週に組み込む等の調整を行い計画
- ▽ 事務所と実施現場間等を効率的に移動できるような行程を計画

○平成29年度重点審査項目

1. 予算執行

(1) 予算の執行及び繰越手続

【鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）を除く全補助金】

予算の執行状況を確認するとともに、未竣工工事が発生していないか、適正な繰越手続が執られているか（出来形に対応する年度と予算年度が合致しているか等）を確認する。

なお、適正な繰越手続が執られていない場合には、交付決定取消等の厳正な措置を講じる旨を伝える。

また、現地審査時点における残事業箇所を補助事業者と相互に把握・認識し、事業完了時の交付申請箇所の完工確認を徹底する。

(2) 自治体の協調補助額の確認

【幹線鉄道等活性化事業費補助、都市鉄道利便増進事業費補助、都市鉄道整備事業費補助、鉄道駅総合改善事業費補助】

協調補助額を確認し、端数が発生しそうな場合は注意喚起するとともに、事後において自治体からの補助実績額を確認する。

2. 契約等

(1) 契約時期及び交付対象

【鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）を除く全補助金】

交付決定前に、補助対象事業の契約が締結されていないかを確認する。

(2) 契約手続

【全補助金】

発注手続に係る契約手続の透明性・競争性、予定価格の算出の妥当性等、契約手続が適切に行われているかを確認する。

(3) 役務契約の履行実績

【鉄道技術開発費補助金】

役務契約の履行実績について、作業日報等により契約に対する履行実績確認を行う。

○平成29年度重点審査項目

3. 消費税

補償金工事(支障移転工事等)における消費税の取扱い

【整備新幹線整備事業費補助・資金、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金、幹線鉄道等活性化事業費補助(形成計画事業)、都市鉄道利便増進事業費補助(速達性向上事業)、鉄道駅総合改善事業費補助、地下高速鉄道整備事業費補助、鉄道防災事業費補助(青函トンネル)】

補助事業者が第三者に委託した支障移転工事等の補償金工事に要した費用については消費税の課税対象外となるため、補助対象事業費に消費税が含まれていないかを確認する。

4. 補助事業者における内部統制

内部統制の実効性の確認

【整備新幹線整備事業費補助・資金、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金、新線調査費等補助金(新線等調査)、都市鉄道利便増進事業費補助(速達性向上事業)、鉄道防災事業費補助(青函トンネル)】

補助事業者における内部統制の状況は、補助事業執行の適正性の確保に影響を与えることから、その実効性に十分留意して審査を行う。

5. その他(事業者に周知すべき事項等)

補助事業者への関連法令等の周知

【全補助金】

不正受給・不正使用の防止を図るため、補助事業者に対し、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」及び同法施行令が準用され、不正受給・不正使用を行った場合には交付決定の取消し(同法第17条)、補助金の返還命令(同法第18条)が行われることがある旨を伝える。

○抽出方針

〈抽出審査を行う基準〉

契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出審査を行うことができるものとする。

〈抽出する際の配慮事項〉

- ①「工事」、「調査・設計・測量」、「機械器具・設備」、「用地の取得等」、「建物移転等の補償」、「物品・材料購入等」の各契約種別から抽出。
- ②抽出審査件数は、過去の実績も踏まえ決定する。(一事業者当たり20件程度以上)
なお、抽出審査においても審査の過程において、疑義が認められた場合には、追加の抽出審査を行うことがあり得る。
- ③事業内容を勘案しつつ、抽出審査金額/全審査対象金額の割合を可能な範囲で高める。(四分の一程度以上)

(注) 第三者委員会で審議された資料である。なお、赤字は、昨年度の補助金審査計画から変更した部分である。

(2) 平成29年度の補助金審査計画について

資料2-2

○基本方針

- ▽ 額の確定を行うすべての補助事業者を対象に原則として現地審査を実施
(ただし、業務の効率化の観点から、事業内容が簡易なもの(設計契約のみ等)である場合などは、書面審査のみで実施)
- ▽ 客観的な判断による審査を行うため、複数の審査員で審査を行う
- ▽ 適正な審査及び審査業務のノウハウ承継のため、審査経験が少ない者と豊富な者を考慮した体制とし、実際の補助金審査業務を通じて審査員のスキルアップを図る
- ▽ 現地審査集中時期対策として、前倒し審査を実施するなど現地審査の平準化を図る
- ▽ 審査業務を効率的、重点的に行うため、重点審査項目(別紙1)に基づき、審査を実施
 - ・重点審査項目の設定に当たっては、昨年度の審査結果、直近の会計検査の結果等を考慮
- ▽ 契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出方針(別紙2)により抽出審査を行うことができるものとする
- ▽ 現地審査時に支払証拠書類の確認が出来なかった契約や未竣工の事業の竣工確認等について、事後確認を徹底する

○審査行程

- ▽ 当該年度の事業が未完了であっても、補助事業者との調整が整った案件から順次計画
- ▽ 近傍地域にある複数の対象事業者については、同一週に組み込む等の調整を行い計画
- ▽ 事務所と実施現場間等を効率的に移動できるような行程を計画

○平成29年度重点審査項目

1. 予算執行

(1) 予算の執行及び繰越手続

【鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）を除く全補助金】

予算の執行状況を確認するとともに、未竣工工事が発生していないか、適正な繰越手続が執られているか（出来形に対応する年度と予算年度が合致しているか等）を確認する。

なお、適正な繰越手続が執られていない場合には、交付決定取消等の厳正な措置を講じる旨を伝える。

また、現地審査時点における残事業箇所を補助事業者と相互に把握・認識し、事業完了時の交付申請箇所の完工確認を徹底する。

(2) 自治体の協調補助額の確認

【幹線鉄道等活性化事業費補助、都市鉄道利便増進事業費補助、都市鉄道整備事業費補助、鉄道駅総合改善事業費補助】

協調補助額を確認し、端数が発生しそうな場合は注意喚起するとともに、事後において自治体からの補助実績額を確認する。

2. 契約等

(1) 契約時期及び交付対象

【鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備）を除く全補助金】

交付決定前に、補助対象事業の契約が締結されていないかを確認する。

(2) 契約手続

【全補助金】

発注手続に係る契約手続の透明性・競争性、予定価格の算出の妥当性等、契約手続が適切に行われているかを確認する。

(3) 役務契約の履行実績

【鉄道技術開発費補助金】

役務契約の履行実績について、作業日報等により契約に対する履行実績確認を行う。

○平成29年度重点審査項目

3. 消費税

補償金工事(支障移転工事等)における消費税の取扱い

【整備新幹線整備事業費補助・資金、整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金、幹線鉄道等活性化事業費補助(形成計画事業)、都市鉄道利便増進事業費補助(速達性向上事業)、鉄道駅総合改善事業費補助、地下高速鉄道整備事業費補助、鉄道防災事業費補助(青函トンネル)】

補助事業者が第三者に委託した支障移転工事等の補償金工事に要した費用については消費税の課税対象外となるため、補助対象事業費に消費税が含まれていないかを確認する。

4. 補助事業者における補助事業執行体制

補助事業執行体制の確認

【抽出審査を行う補助金】

補助事業者での組織改正等による補助事業執行体制に変化があった場合、補助事業執行体制の審査をより重点的に審査を行う。ただし、全件審査を行う補助事業を除く。

5. その他(事業者に周知すべき事項等)

補助事業者への関連法令等の周知

【全補助金】

不正受給・不正使用の防止を図るため、補助事業者に対し、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律」及び同法施行令が準用され、不正受給・不正使用を行った場合には交付決定の取消し(同法第17条)、補助金の返還命令(同法第18条)が行われることがある旨を伝える。

○抽出方針

〈抽出審査を行う基準〉

契約件数が一定程度を超える事業等については、抽出審査を行うことができるものとする。

〈抽出する際の配慮事項〉

- ①「工事」、「調査・設計・測量」、「機械器具・設備」、「用地の取得等」、「建物移転等の補償」、「物品・材料購入等」の各契約種別から抽出。
- ②抽出審査件数は、過去の実績も踏まえ決定する。(一事業者当たり20件程度以上)
なお、抽出審査においても審査の過程において、疑義が認められた場合には、追加の抽出審査を行うことがあり得る。
- ③事業内容を勘案しつつ、抽出審査金額/全審査対象金額の割合を可能な範囲で高める。(四分の一程度以上)

(注)赤字は、委員の指摘により、修正した部分である。